

○国有財産特別措置法第9条第2項の規定に基づき交換する場合の交換計画書の提出について

〔平成18年4月28日〕
〔財理第1715号〕

改正 平成25年3月8日財理第1066号
同 25年10月31日同 第4995号
令和2年12月18日同 第4098号
同 3年6月11日同 第1955号
同 7年3月24日同 第734号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、平成18年4月28日付財理第1714号「普通財産を円滑に売り払うための交換の取扱いについて」通達を各省各庁国有財産総括部局長あて通達したから通知する。

なお、各省各庁の国有財産部局長より提出された国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第9条第2項に基づき交換する場合の交換計画書については、下記により処理されたい。

記

第1 交換計画の審査

各省各庁の部局等の長から交換計画書の提出があったときは、当該計画書に記載された交換計画について、交換の妥当性・必要性及び渡財産・受財産の分割計画の適否並びに法令等に基づく適否等について審査するものとする。

第2 交換計画の同意

交換計画書に基づく交換計画が適当と認められた場合には、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長は、各省各庁の長に対し、別紙「国有財産の交換計画に対する同意書」を送付するものとする。

別紙の作成に当たっては、電子ファイルにより作成を行うことができるものとする。また、別紙の送付に当たっては、電子メール等の方法により行うことができるものとし、当該方法により送付を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

国 有 財 産 の 交 換 計 画 に 対 す る 同 意 書

交換相手方	住所(居所) 又は所在地					
	氏名又は名称 (代表者名)	法人 個人				
国が取得する土地の所在地		区 分	種 類	数 量	概算見込価格	備 考
				m ²	円	
国が譲渡する土地の所在地		区 分	種 類	数 量	概算見込価格	備 考
				m ²	円	
国が交換を必要とする土地の別 (該当する番号に ○を付すこと)	(1) 建築物の敷地の用に供する場合には建築基準法第43条の規定に適合しないこととなる土地 (2) 財務局長等が著しく不整形と認める土地 (3) 建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の目的となっている土地					
各省各庁の長 殿 国有財産特別措置法第9条第2項の規定に基づく交換の計画に同意する。 年 月 日 ○○財務局長 ○○ ○○						

国 有 財 産 の 交 換 に 関 す る 証 明 書

交換契約年月日	年 月 日				
国が取得した土地の明細					
土地の所在地	種 類	数 量	取得価格	取得年月日	備 考
		m ²	円	年 月 日	
国が譲渡した土地の明細					
土地の所在地	種 類	数 量	譲渡価格	譲渡年月日	備 考
		m ²	円	年 月 日	
交換差金の有無	交換差金を受領した者	交 換 差 金 の 額		交換受渡資産のいずれか高価な価額に対する交換差金の割合	
有 ・ 無	国 ・ 相手方	金 円		%	
国有財産特別措置法第9条第2項の規定に基づき交換したことを証明する。 年 月 日 各省各庁の長 ○○ ○○					

※ 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。